

特別会計

特別会計は、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計のことです。

会計別決算額

会 計 名		歳 入	前年度比	歳 出	前年度比
国民健康保険特別会計		47億7,043万4千円	7.5%増	45億7,420万6千円	5.0%増
後期高齢者医療特別会計		3億878万4千円	0.5%減	3億500万円	0.6%減
下水道事業特別会計		4億8,714万8千円	6.4%増	4億6,819万4千円	4.9%増
農業集落排水事業特別会計		9,085万1千円	0.1%減	8,603万9千円	1.1%増
水道事業会計		収 入	前年度比	支 出	前年度比
	収益的収支	8億9,175万3千円	2.3%増	8億3,306万円	5.1%増
	資本的収支	4,447万6千円	75.2%減	3億1,398万9千円	27.4%減

主要事業

国民健康保険特別会計

・被保険者数(年間平均) 11,007人
・保険給付費 30億7,548万3千円
・後期高齢者支援金等 5億7,742万4千円

・1人当たり医療費* 33万4,491円

*1人当たり医療費は一部負担金を含んだ金額になります。

後期高齢者医療特別会計

・受給者数(年間平均) 4,427人

・1人当たり医療費* 78万6,359円

*1人当たり医療費は一部負担金を含んだ金額になります。

下水道事業特別会計

・寄居駅南地区面整備 1・9ha

・男衾駅周辺面整備 5・5ha

農業集落排水事業特別会計

・今市地区マンホールポンプ場ポンプ交換工事

・用土中央地区農業集落排水施設プロワ維持管理工事

水道事業

・給水戸数 14,532戸

・給水人口 35,316人

・供給単価 173円87銭

・給水原価 174円80銭

**町の財政の健全化判断比率等を
お知らせします！**

財政情報の公開と地方公共団体の財

11月から平成27年1月までの3カ月間**滞納整理強化期間です！**

埼玉県のマスコット「コバトン」

町では、県と県内すべての市町村と協働して、11月から平成27年1月までの3カ月間を「滞納整理強化期間」とし、町税滞納額縮減のため滞納整理の取り組みを強化します。

正しく納付していただいている大多数の皆さんとの公平性を保つため、正当な理由がないのに町税を滞納している方には、催告や財産の差し押さえを積極的に行います。

●町税は納期限内に納付しましょう

納税は国民の義務の一つに規定されています。町税は、定められた納期限内に自主的に納付していただくのが原則です。納期限を過ぎても納付していない方は、町指定金融機関やコンビニエンスストア、または役場で至急納付してください。

ただし、取扱期限を過ぎた場合などは、コンビニエンスストアで納付できない場合があります。

●税金を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない場合は督促状を送付します。督促後も完納しない場合は、法律に基づき財産等を調査し、財産等が発見された場合は滞納処分(差し押さえ等)を行います。差

●納付できない事情があるときは

税務課では、納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けています。納期限を過ぎても納付がない場合は延滞金が生じてしまいますので、やむを得ない事情により納税が困難な方は、お早めにご相談ください。

し押さえた財産は公売するなどして換価し、滞納者の税金に充当します。

●口座振替をご利用ください

口座振替取扱い金融機関等に預貯金口座がある方は、便利で確実な口座振替をご利用ください。ご指定の口座から自動的に振替納税ができますので、その都度金融機関等に出向く必要はありません。

●滞納処分に関するQ&A

Q1. 滞納処分とは何ですか？

A1. 税金について、督促後も完納しない場合に行うもので、差し押さえや搜索などがあります。

Q2. 事前に連絡なく預金を差し押さえられました。連絡はないのですか？

A2. 税金は納期限内に納付していただくのが原則です。納期限を過ぎても納付がない方には督促状を送付しています。また、督促状送付後も、電話催告や催告書等により納税についてのお知らせをしています。

健全化判断比率

財政指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
町の算定値	—	—	7.9%	70.2%
早期健全化基準	13.98%	18.98%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は、赤字額がない場合「—」で表示されます。

健全化判断比率等の算定結果

平成25年度決算の健全化判断比率等の算定結果は表のとおりで、いずれも早期健全化基準、財政再生基準および経営健全化基準を下回っています。

健全化判断比率とは？

実質赤字比率

一般会計に赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標化するもの

連結実質赤字比率

町の会計全体で赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標化するもの

Q3. 勤務先に給与照会が来たので、勤務先の方に滞納があることを知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか？

A3. 税金を滞納している方に対して、町は法律に基づき財産調査をする権限を持っているため、給与照会

は財産調査の一環として行っています。

Q4. 分割納付しているのに差し押さえをされました。どうしてですか？

A4. 分割納付をしても、納税する資力がある場合には、給与や預貯金、生命保険等の差し押さえを行っています。

Q5. 住宅ローンや車のローンがあるので納税できません。どうすればよいのですか？

A5. 私債権がある場合でも税金は払わなければいけませんので、ローン返済の計画を見直すなど、完納に向けて努力していただく必要があります。問い合わせ／税務課(☎581・2121 内線153・158)へ。

熊谷税務署からのお知らせ**平成26年分年末調整説明会**

熊谷税務署では、平成26年分給与所得者の年末調整等説明会を次のとおり開催します。

日時／11月21日(金) 1回目：午前10時～正午、2回目：午後2時～4時

場所／熊谷文化創造館さくらめいと「太陽のホール」(熊谷市拾六間111-1)

個人事業者の決算等説明会

熊谷税務署では、青色申告・白色申

資金不足比率

会 計 名	水道事業会計	下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
町の算定値	—	—	—
経営健全化基準	20.00%	20.00%	20.00%

※資金不足額がない場合「—」で表示されます。

実質公債費比率

地方債の償還金等の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの

将来負担比率

一般会計が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すもの

資金不足比率

公営企業会計に資金不足額がある場合、その額を事業規模と比較して指標化するもの

以上が平成25年度決算の概要です。今後も計画的な行政運営を推進するため効率的・効果的な事業を積極的に実施するとともに、一層質の高い行政サービスの提供に努めていきます。問い合わせ／財務課(☎581・2121 内線321)へ。

告を行う方を対象に説明会を開催します。

個人事業者の決算等説明会日程

区 分	日 時	対 象	場 所
青色申告	12月 8日(月)	午前10時～正午	熊谷文化創造館さくらめいと「会議室1」(熊谷市拾六間111-1)
		午後 2時～4時	
	12月10日(水)	午前10時～正午	
		午後 2時～4時	
白色申告	12月17日(水)	午前10時～正午	同上「会議室2」
		午後 2時～4時	
	12月18日(木)	午前10時～正午	
		午後 2時～4時	

問い合わせ／熊谷税務署(☎521・2905)へ。

※自動音声案内の「2」をお選びいただくと、税務署のオペレーターにつながります。